

平成 27 年 9 月 18 日

第 9 回 定 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第 9 回 枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 2 7 年 9 月 1 8 日 (金)

2. 議事日程

| 日程番号 | 議案番号 | 件 名 |
|------|------|---------------------------------------|
| 1 | | 会期について |
| 2 | 5 4 | 農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書 (案) について |
| 3 | 5 5 | 農地法第 3 条許可申請について |
| 4 | 5 6 | 農地法第 4 条許可申請について |
| 5 | 5 7 | 農地法第 5 条許可申請について |
| 6 | 5 8 | 農用地利用集積計画の調整について |

3. 会議日程

| 月 日 | 時 間 | 内 容 |
|----------|-------------|--|
| 9 月 18 日 | 午前 9 時 00 分 | 1. 開 会 |
| | | 2. 会議録署名委員の指名 |
| | | 3. 開 議 |
| | | 4. 会期について 日程第 1 号 |
| | | 5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 6 号 |
| | | 6. 提案理由の説明、質疑 |
| | | 7. 討論、表決 |
| | | 8. 閉 会 |
| | | 9. 全員協議会 |

本日の出席委員は次のとおり

| 役職名 | 議席番号 | 委員氏名 | 公選・選任別 |
|------|------|---------|--------|
| 会長 | 1番 | 天 達 勇 | 公選 |
| 委員 | 2番 | 中 村 責 郎 | 農協 |
| 委員 | 3番 | 駒 水 真 富 | 公選 |
| 委員 | 4番 | 板 敷 忠 志 | 公選 |
| 運営委員 | 5番 | 中 原 敬 彦 | 公選 |
| 運営委員 | 9番 | 桑 原 和 英 | 公選 |
| 委員 | 10番 | 俵積田 広 昭 | 公選 |
| 委員 | 11番 | 俵積田 義 信 | 土改 |
| 運営委員 | 12番 | 瀬戸口 勇 市 | 公選 |
| 会長代理 | 13番 | 畑 野 真 人 | 公選 |

欠席委員 6番 神門 達也 (公選)
7番 沖園 強 (議会)
8番 城森 史明 (共済)

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長 駒 水 孝 広
農地係参事補 前 原 光 博

議長 平成 27 年第 9 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

3 番駒水委員、4 番板敷委員に、お願いいたします。

日程第 1 号、会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてを、議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 日程第 2 号、議案第 54 号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページ 2 ページになります。

申請人は枕崎市で水産加工業と農業を営んでいます。

申請地は〇〇町〇〇番で県道〇〇〇〇線沿いのクリーニング店〇〇〇〇に隣接しています。農用地区域の周辺部に位置します。

所有者は〇〇町〇〇番地の〇〇〇〇さんです。

申請地は一般住宅として利用します。代替地については、可能な土地を得られませんでした。

農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域除外についてはやむを得ないものと思われま

す。以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号 6 号を、俵積田広昭委員にお願いいたします。

10 番(俵積田広昭委員) 整理番号 6 号について説明申し上げます。

申請人は〇〇町の借家に居住していますが、今後は工場の管理等もしなければならなくなり、工場のある〇〇地区に居住したいと考えています。

地区内での建設可能な場所を検討しましたが、交渉が全て不成立となり、適当な土地を見つけることができませんでした。

建築予定地周辺は、南側及び西側には住宅が建っており、また北側及び東側では畑作が行われていますが、建築する場合は周囲の農地等に影響が及ぼさないように配慮をいたします。

以上のような理由から、やむを得ないものと思われま

す。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
(質議なしと呼ぶものあり)
ないようですので質疑・意見を終結いたします。
おはかりいたします。
日程第2号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書
(案)について、整理番号6号については、報告のとおり承認することに御異議
ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第3号、農地法第3条許可申請についてを、議題といたします。
それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号25号

整理番号25号の申請地は、〇〇町〇〇、畑、519㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、60歳、東京都〇〇区にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、建設業兼農業、59歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の営農拡大ということであります。

整理番号25号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には
該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号25号の申請地については5ページに掲載してあります。

申請地、〇〇町〇〇は、国道〇〇号沿い有限会社〇〇〇〇より東側約67mに
位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が
定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして、整理番号26号

整理番号26号の申請地は、〇〇町〇〇、畑、587㎡、〇〇町〇〇、畑、4162
㎡、〇〇町〇〇、畑、975㎡、〇〇町〇〇、畑、833㎡、〇〇町〇〇、畑、870
㎡、

〇〇町〇〇、畑、91㎡、〇〇町〇〇、畑、1132㎡、〇〇町〇〇、畑、1856㎡、
〇〇町〇〇、畑、4830㎡、〇〇町〇〇、畑、2677㎡、

〇〇字〇〇〇〇、畑、9131㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、90歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、市議会議員兼農業、66歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の父にあたります。

譲受人申入れによるものであります。

整理番号 26 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 26 号の申請地については 7～12 ページに掲載してあります。

申請地は、県道〇〇〇〇線より西側約 137m 入った譲受人宅を中心に約 815m の範囲に点在します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして、整理番号 27 号

整理番号 27 号の申請地は、〇〇町〇〇、畑、173 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、47 歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、66 歳、南九州市〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人のいここにあたります。

整理番号 27 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 27 号の申請地については 14 ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇公民館から北西約 164m に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号 25 号を、板敷委員をお願いします。

4 番（板敷委員）日程第 3 号整理番号 25 号について報告します。

9 月 2 日午前、申請人〇〇〇〇氏立会いで現地確認を行ないました。

申請人は建設業兼甘しょ栽培農家です。

申請地は〇〇町で、国道〇〇号線沿いの〇〇〇〇工場の 70m くらい東に位置しています。

申請地は耕作放棄地で、国道より 1m くらい低く、西側半分くらいが南北に雑木が生え、山林化しています。

周囲は北は国道、西は宅地、南は山林、東は草刈管理された畑と原野で作物は栽培されていません。

申請人は権利取得後は甘しょ畑として利用したいとのことで、問題のない申請ではないかと思えます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号 26 号を、中原委員をお願いします。

5 番（中原委員）整理番号 26 号について報告いたします。

9 月 1 日、譲受人の〇〇〇〇さんの立会いのもと現地確認を行ないました。

譲受人は〇〇集落の茶の専業農業者です。

譲受人と譲渡人は親子関係であり、贈与であります。

申請地は〇〇町〇〇番地が譲受人が経営する茶工場の西側に隣接し、周囲は茶畑です。

〇〇町〇〇番と〇〇番は譲受人の宅地北側に位置し、周囲は道路と茶畑でした。
〇〇番地は県道〇〇線北東に100mくらいの位置に位置し、東側は道、そのほかは茶畑です。

〇〇番と〇〇番〇は〇〇〇〇の南側に位置します。

〇〇番地は〇〇〇〇の南東に位置します。

〇〇番地は〇〇の南東に位置し、すべて周辺は茶畑です。

〇〇番地は県道〇〇線沿いで、北側は県道、周囲は茶畑です。

〇〇番地は〇〇集落の南東300mに位置します。

〇〇番〇は、〇〇集落の北西に位置し、北側は茶畑、東側は道、そのほか周囲は山林となっております。

父からの受贈であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請かと思われ
ます。

以上で終わります。

議長 整理番号27号を、桑原委員にお願いします。

9番（桑原委員）9月3日、譲受人〇〇〇〇氏立会いのもと現地確認を行ないました。

譲受人は〇〇町で茶を栽培する専業農家です。

譲渡人とはいところで、受贈ということであります。

申請地は〇〇公民館から北西へ約164mに位置し、花き団地内にあります。

北側は宅地、南側は道路、西・東側は野菜畑です。

権利取得後は野菜、主にオクラ等を栽培する計画です。

本件の取得権利により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われ
ます。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

12番（瀬戸口委員）2点ほど質問させて下さい。

整理番号26のこの土地につきまして、農地基盤強化促進法による農地取得は贈与は適用されないんですか。

事務局 ご本人にもその件につきましては話をしまして、工場は、〇〇〇〇さんが持てらっしゃる工場は認定農家ということで申請があったんですが、個人で認定農家になっておらず、その申請をしてから基盤法という方法もありますが、ということを案内しましたけれども、この3条で申請をしたいということを確認しております。

12番（瀬戸口委員）はい、わかりました。

続きまして整理番号27についてお尋ねしたいんですが、本市以外の方が本市

の農地を取得された場合、農家基本台帳はどのように処理をされてくるんですか。
事務局 本市以外の方が農地を取得した場合には、その住所地のところの農業委員会に報告をするというようになっております。

12 番（瀬戸口委員） はい、わかりました。

13 番（畑野委員） 整理番号 27 号について、これは今ハウスかなんか建ってるんですかね。

9 番（桑原委員） 建ってません。

13 番（畑野委員） 建ってないんですね、わかりました。

議長 他にございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 3 号、農地法第 3 条許可申請の、整理番号 25 号から 27 号については、事務局の説明及び調査員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第 4 号、農地法第 4 条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件です。

整理番号 3 号

整理番号 3 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、554 m²です。

申請人は〇〇〇〇さん、水産加工業兼農業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、父親の水産加工業を手伝い、借家住まいをしているが、H28 年 8 月頃から、父親の稼業を継ぐことになり、工場の維持管理等をする事になったため、加工場のある〇〇地区に所有している申請地に自宅を新築するため。」とのことです。

申請地は、2 ページに掲載してあります。

2-54-6 の農振除外と同時申請になります。

申請地は県道〇〇〇〇線沿いクリーニング店〇〇〇〇東側に隣接しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため、第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね 50m 以内に既存住宅が 8 戸存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を一般住宅の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われれます。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。
計画面積は554㎡ですが一部菜園として残すため、有効利用面積は498㎡と問題のないものと思われま

申請地の北側及び東側は畑、西側は畑及び宅地、南側は道です。

一般住宅転用にあたり、造成は、0.3m程度を切土をしますが、境界には、ブロック積み及びフェンスを施し、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

建物は高さ5.0mの二階建てであり、農地境界より1m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下及び南側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は西側市道下の下水道本管より引き込み、排水する計画です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号3号を、俵積田広昭委員をお願いします。

10番(俵積田広昭委員)整理番号3号について報告いたします。

9月10日に、桑原委員、事務局の前原さん、駒水係長と現地確認を行ないました。

申請地は〇〇地区内で第3種農地で、都市計画用途地域農地であります。

転用目的は一般住宅です。

畑の面積は500㎡を超えていますが、一部菜園として残し、建物は500㎡以内になります。

南側は県道、東側と北側は畑、西側は住宅です。

住宅は現状のまま利用して、西側住宅より3.5m程度控えて建築する計画です。

汚水雨水については、南側の県道の側溝へ排水するということであり、周囲の農地に被害の恐れがないため、やむを得ない申請ではないかと思われま

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農地法第4条許可申請の、整理番号3号については、事務局の説明及び調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第56号については、申請のとおり承認することに決定いたしま

した。

次に日程第5号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権の移転に関する申請が3件です。

整理番号29号

整理番号29号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、469㎡外1筆合計994㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、農業です。

譲受人は〇〇〇〇さん、農業です。

親子関係になります。

転用目的は、農業用倉庫、宿舎、冷蔵庫です。

申請事由は、「事業拡大に伴い、花きの作業場及び自宅に仮置きしていた選花機等を置く倉庫を建てるため。」とのことです。

申請地は、19ページに掲載してあります。

〇〇公民館より南西側約264m及び〇〇〇〇橋西側105mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は〇〇集落外周部に位置しますが、南側の〇〇花き団地方向へ10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されます。

申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね50m以内に既存住宅が12戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を農業用倉庫の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は農業用倉庫、冷蔵庫、宿舎で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は、菊の集出荷用の作業場及び保管、花き重量選別機を設置するための農業用倉庫の建設です。

計画面積は994㎡で問題のないものと思われま

す。申請地の北側は山林、東側は宅地、西側は山林及び宅地、南側は道であり、隣接農地もありません。

倉庫転用にあたり、現況のまま、整地のみで、境界には、ブロック積みが施してあり、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については自然流下により南側・側溝へ放流する計画です。

建物は高さ5.8mの鉄骨造スレート葺平屋であり、隣地境界から2m程度控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお、本件申請地は農地法の許可を得ず、昭和53年から平成23年にかけて、花き保冷用冷蔵庫1棟、外国人研修生のための3名居住可能なプレハブ製宿舎2棟を整備しており、当農業委員会の指導により、農業用倉庫建築に併せて追認許可を得ようとするものです。「申請が事後になりましたことを深く反省し、今後、

こうした事のないよう努める」との始末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用であります、やむを得ない申請ではないかと思われま。

続きまして、整理番号 30 号

整理番号 30 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、364 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、会社員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、申請地を父より買い受け、夫と共有で住宅を建築したい。」とのことです。

申請地は 21 ページに掲載してあります。

申請場所は 5-57-30 になります。

コンビニ店・〇〇〇〇町店から西側約 103m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 364 m²で問題ないものと思われま。

申請地の北側及び西側は道、東側は雑種地及び畑、南側は畑です。

一般住宅転用にあたり、造成は、現状のままで、整地のみです。

東側及び南側農地境界には、ブロック積み、北側道路境界には、擁壁を施し、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については、雨水枡により、北側及び西側側溝へ放流により処理する計画です。

建物は高さ 5m の平屋であり、農地境界より 2.5m 程度控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないように計画します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま。

続きまして、整理番号 31 号

整理番号 31 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、490 m²です。

譲受人は株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、建築業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、自営業です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「譲渡人の所有する土地を買い、申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電売電事業用地として活用するため。」とのことです。

整理番号 31 号の申請地は、21 ページに掲載してあります。

申請場所は 5-57-31 になります。

コンビニ店・〇〇〇〇町店から西側約 123mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は太陽光発電施設で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は 1m×1.3mの太陽光パネル 177 枚、214.6kw を設置する計画です。

申請地の北側及び西側は再生利用が困難と思われる山林化した農地、南側は畑、東側は道です。

パネル高は 0.5~0.8mとし、境界より 1m以上控えて設置する計画で、日照通風等支障を及ぼさないように計画しております。

周囲はネットフェンスを設置し、雨水については左右に分散して自然流下とし、近隣農地については、流入防止するため、モルタル等によりかさ上げする計画です。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号 29 号から 30 号を、桑原委員にお願いします。

9 番（桑原委員）整理番号 29 号について報告いたします。

9 月 10 日、事務局の駒水係長、前原さん、俵積田広昭委員、それと私と現地調査を行いました。

申請人は花き専業農家です。

申請地は〇〇公民館より東側に位置し、第 1 種農地で、集落接続施設です。

転用目的は農業用倉庫、主に花き選花場と、集出荷施設ということでもあります。

それと宿舎、冷蔵庫ですが、宿舎は 20 年と 23 年に中国の研修生を受け入れのために転用許可を取らずに建設、同じく昭和 53 年に冷蔵庫を設置したということで今回始末書も提出したところでもありますということでございます。

西東側は宅地、南側は道路、北側は山林です。

農業用倉庫は道路から約 5m控えて建設する計画で、雨水は南側道路側溝に排水するというのでやむを得ない申請ではないかと思われまます。

次に、整理番号 30 号について報告いたします。

申請地は〇〇〇〇から南側に位置し、第 3 種農地で都市計画用途地域内農地です。

転用目的は一般住宅です。

北西側は道路、南東側は畑です。

住宅は道路から 3 から 5m控えて建設する計画で、畑、道路等については擁壁ブロック積みをし、汚水・生活用水については下水道処理、雨水については北西

側の道路側溝に排水するというので、やむを得ない申請かと思われます。
以上です。

議長 次に、整理番号 31 号を、俵積田広昭委員にお願いします。

10 番（俵積田広昭委員）整理番号 30 号について報告します。

申請地はコンビニ店・〇〇〇〇町店から西側約 123m に位置する遊休農地です。
転用目的は太陽光発電施設です。

申請地の北側及び西側は再生利用が困難と思われる山林化した農地、南側は畑、
東側は道です。

境界にはネットフェンスを設置するとのことです。

周辺農地の日照通風等に支障を及ぼす恐れは無いですが、雨水排水計画
が道路側へ自然流下となっておりまして、道路隣接の農地に影響を及ぼすのは明
らかであり、計画の検討を指導しましたが、その後、示された対策では、東西に
分散して自然流下し、道路隣接の土地は流入防止として、モルタルで 5 c m 程度、
かさ上げするとのことでした。しかし、水路等も設置もできず、雨水を排水路へ
確実に流すことができないことから、周囲の農地や宅地へ及ぼす影響は改善でき
ないと思われ、それでは被害防除計画にならないと思われ。

このようなことから、この申請につきましては、確実な排水対策の再検討が必
要ではないかと思われ、保留すべきものとみてまいりました。

以上、終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

31 号に対しては保留ということでありましたけどみなさん。

事務局 九電に対しての許可も通ってますので、もしかするとこの後またいい排水設
備をして申請が来るかもしれないということで、保留で判断していいと思います。

議長 保留ということにいたします。

他に質疑・意見ございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 29 号から 30 号については、
事務局の説明及び調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号の整理番号 29 号から 30 号については、申請のとおり承
認することに決定いたしました。

次に日程第 5 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 31 号については、事務
局の説明及び調査員の報告のとおり保留することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号については、申請のとおり保留することに決定いたしました。

次に日程第 6 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 6 号議案第 58 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は 23 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 142 号から 151 号で利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外 9 名で、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外 9 名で、設定面積は田が 1 筆で 684 m²畑が 13 筆で 9,592 m²、樹園地が 11 筆で 16,714 m²で合計 25 筆の 26,990 m²でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 6 号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 142 号から 151 号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号の利用権設定については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 58 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、10 月 10 日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 40 分閉会